

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月23日
【計算期間】	第21期 (自 平成21年 1 月27日 至 平成21年 7 月27日)
【ファンド名】	モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／内外／債券／自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 外 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型 ()

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券)債 券) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル(日 本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミ リーフ ァン ド ファンド ・オブ ・ファンズ	あり (部分ヘッジ) なし	日経 225 TOP I X その他 ()	ブル・ベア 型 条件付運用 型 ロング・シ ョート型絶 対収益追求 型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券)債券)・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ

(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本書において、モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドを「本ファンド」といいます。なお、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<本ファンドおよびマザーファンドの特色>

1. 主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマーク^{*1}とし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
3. 外貨建資産については、対円で為替ヘッジ^{*2}を行うことにより、為替リスクの低減を図ります。
4. 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を行います。
5. 本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

*1 ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

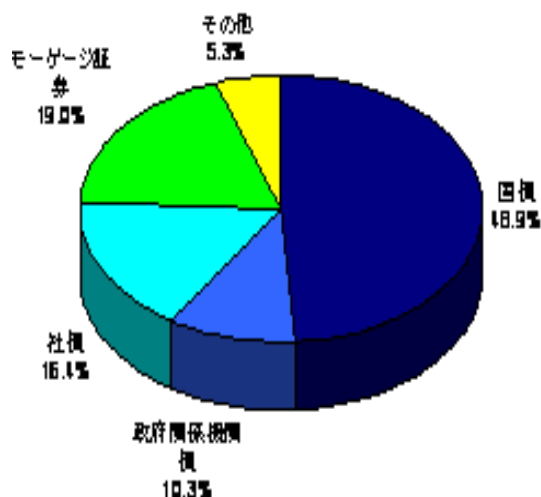
*2 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市場動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

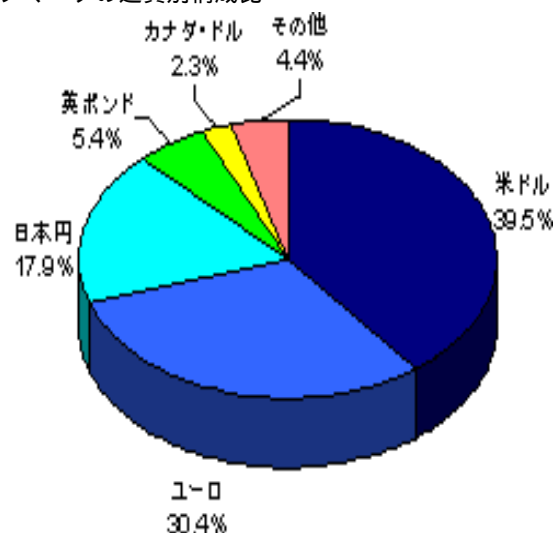
■ファンドの投資対象■

- ・本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）を主要投資対象とします。
- ・本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。

<ベンチマークのセクター別構成比>



<ベンチマークの通貨別構成比>

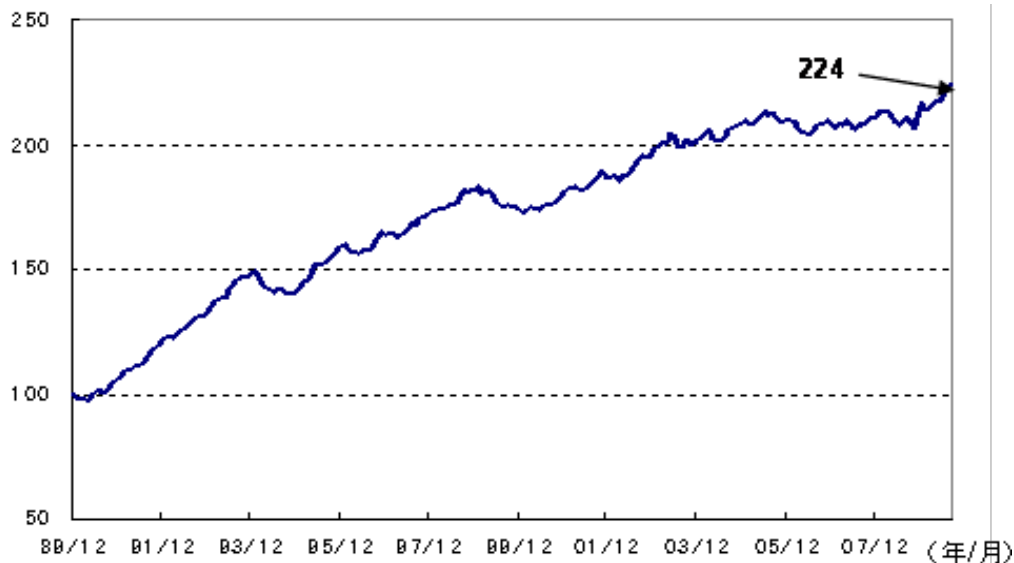


2009年8月末現在

出所：パークレイズ・キャピタル

■世界債券投資の魅力■

〔1989年12月末を100とした場合のベンチマークの値動きの推移〕

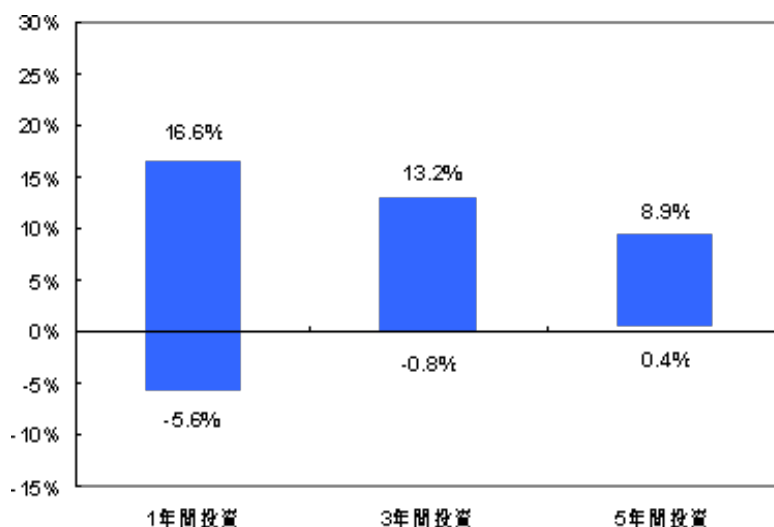


期間：1989年12月末～2009年8月末

出所：パークレイズ・キャピタル

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。ベンチマークには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

〔投資期間ごとの年率収益率の分布〕



左記のグラフは、本ファンドのベンチマークに1989年12月以降の各月末から決められた投資期間(1年、3年、5年)投資したと仮定した場合の、年率換算後の収益率の分布(図中の数字は最高・最低を表します。)を示しています。

投資期間を1年間とした場合、比較的投資収益の変動幅が大きい一方、投資期間を3年、5年と長期化した場合には、比較的投資収益が安定化していたことが分かります。過去のデータからは、投資期間を長くするにつれ、収益率の高低差は小さくなり、安定していく傾向が見られています。

期間：1989年12月末～2009年8月末

出所：パークレイズ・キャピタル

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。ベンチマークには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

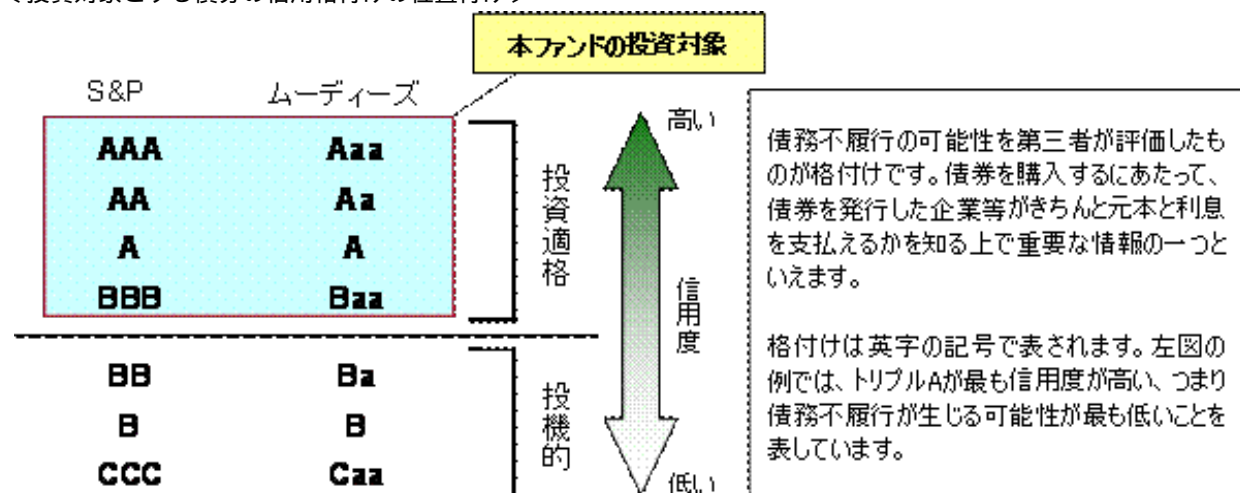
■ 高格付け債券への投資 ■

投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてトリプルB格(トリプルBマイナス格も含みます。)相当以上の銘柄^{*}とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含みます。)相当以上に維持するように運用します。

投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向の影響を低減することに加え、投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化を目指します。

^{*} 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

〔投資対象とする債券の信用格付けの位置付け〕



〔主な投資対象債券の特徴〕

国債 政府関係機関債

- 元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券
- 流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い
- 利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る

社債

- 企業が元利金の支払いを約束した債務証券
- 米国債を上回る市場規模。高格付け債は高い流動性を有する
- 発行体固有の信用リスク要因を有する

モーゲージ証券 (MBS)

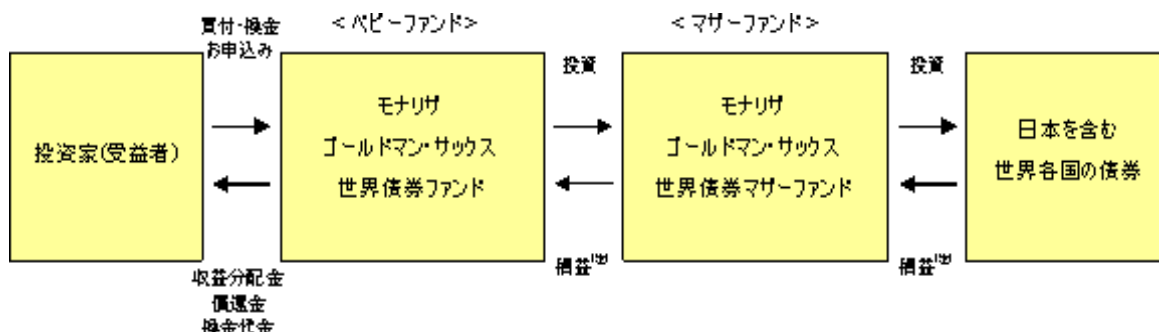
- 住宅ローンが主な担保資産
- 市場規模は米国債を上回る
- 政府関係機関による保証付きのものは、比較的高い信用力を有する
- 住宅ローン借り換え、引越等に伴う期限前償還がリスク要因

なお、上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは、有価証券先物取引、スワップ取引（後記「2 投資方針 (2)投資対象 (d)その他の取引の指図」に定義します。）等を行うことができます。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに、債券の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーにそれぞれ委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b．投資顧問会社（ゴールドマン・サックス資産運用グループ各社）

（ ）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

（ ）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。）

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の投資顧問契約に基づき、委託会社より債券の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c．受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

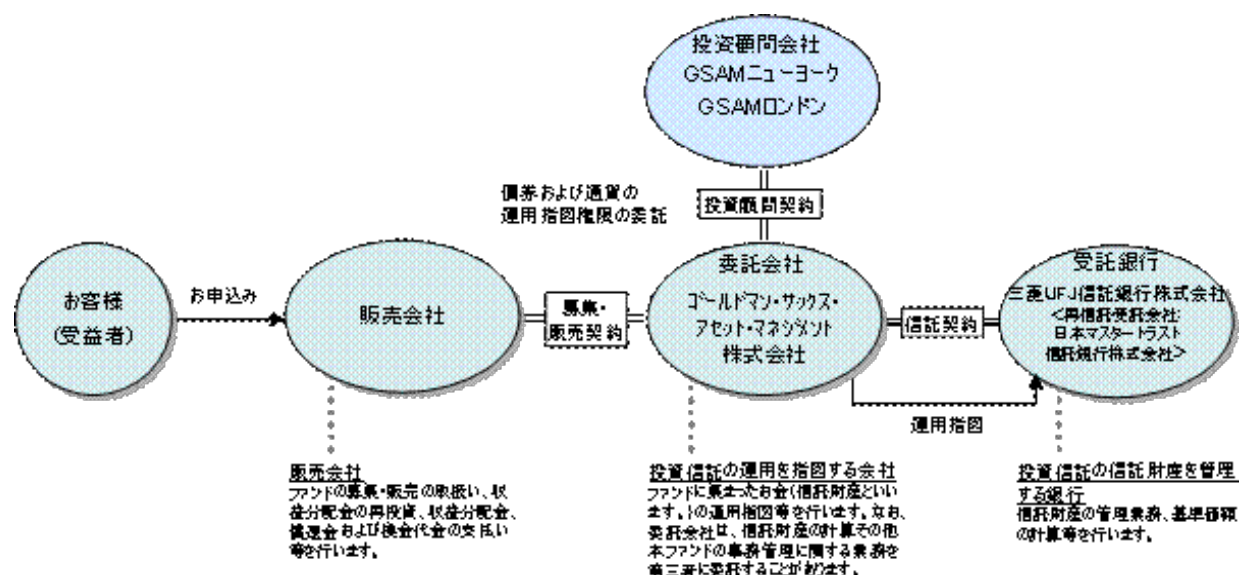
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,086億米ドル（約68兆円*）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝96.01円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリッ 32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリー ト85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- ・本ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)
- ・本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ・市況動向や資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる運用が行われることがあります。

c．マザーファンドの運用方針

- ・日本を含む世界各国の債券によって構成される中期的なデュレーションを有するポートフォリオに重点をおいた運用を行い、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- ・投資する債券は、組入時においてトリプルB格相当以上の長期格付を受けている債券または同等以上の格付を有すると認められる債券とし、ポートフォリオの加重平均格付がダブルA格相当以上となるように運用します。
- ・パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。
- ・市況動向や資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる運用が行われることがあります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めにに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	米国ニューヨーク州 ニューヨーク市	債券の運用	別に定める取り決めにに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d. 運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

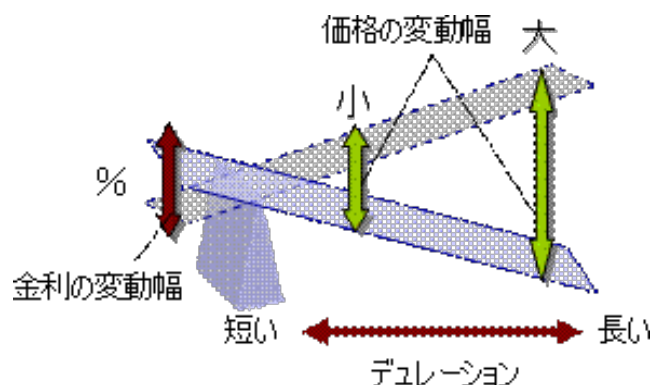
< 国別配分 / デュレーション調整 >

債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。

デュレーションとは

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

・金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

・金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

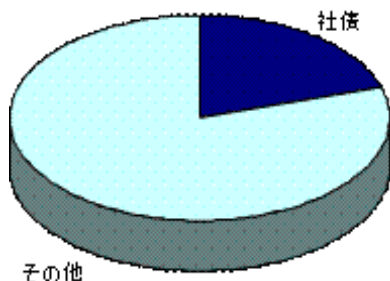
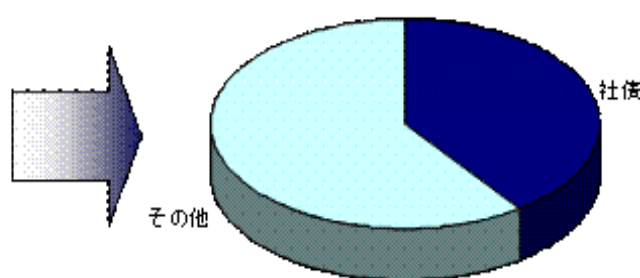
金利の動向とデュレーションによるベンチマークに対するパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

<セクター配分>

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。本ファンドでは、相対的に良好なパフォーマンスが見込まれるセクターへの配分を増やす一方、パフォーマンスが劣ると判断されるセクターに対しては組入れを引き下げること、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)社債に対して強気見通しのとき(例)

社債の組入れを増やす

上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

<イールドカーブ戦略>

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

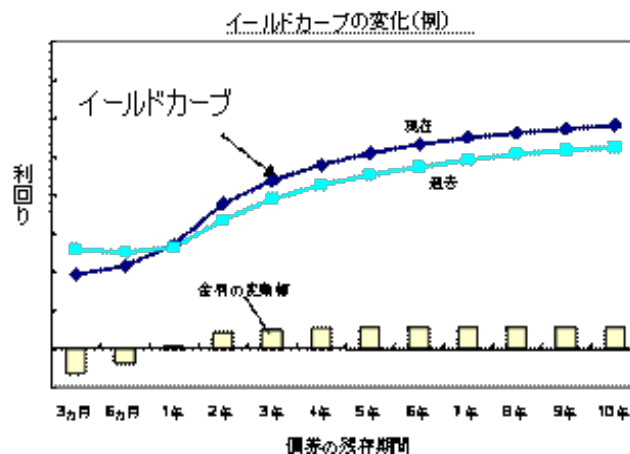
イールドカーブとは

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

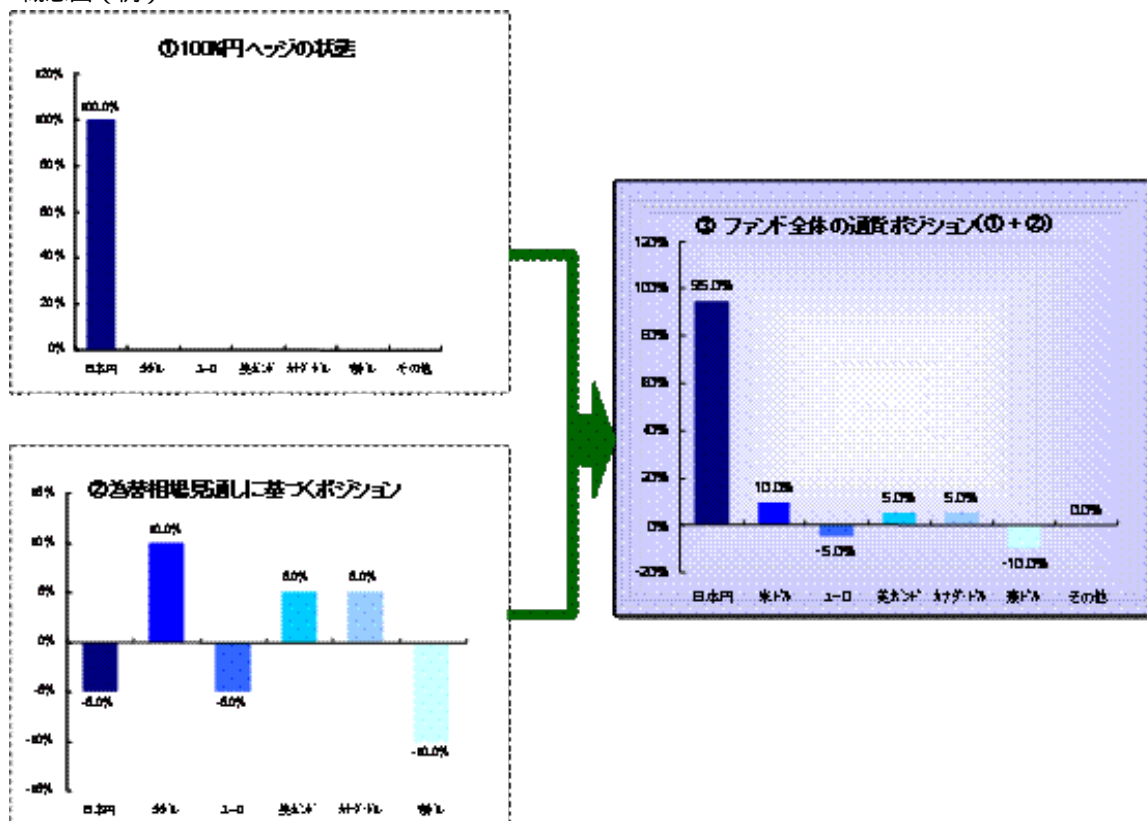
<個別銘柄選択>

株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

<通貨配分>

本ファンドでは、外貨建資産について円ヘッジを基本とする一方、これとは独立した形で、為替相場見通しに基づいた通貨運用ポートフォリオを別途構築することにより、超過収益の獲得を目指します。例えば、ユーロに対して米ドルが上昇すると予想した場合、米ドルのポジションを引き上げる一方、ユーロのポジションを引き下げることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

概念図（例）

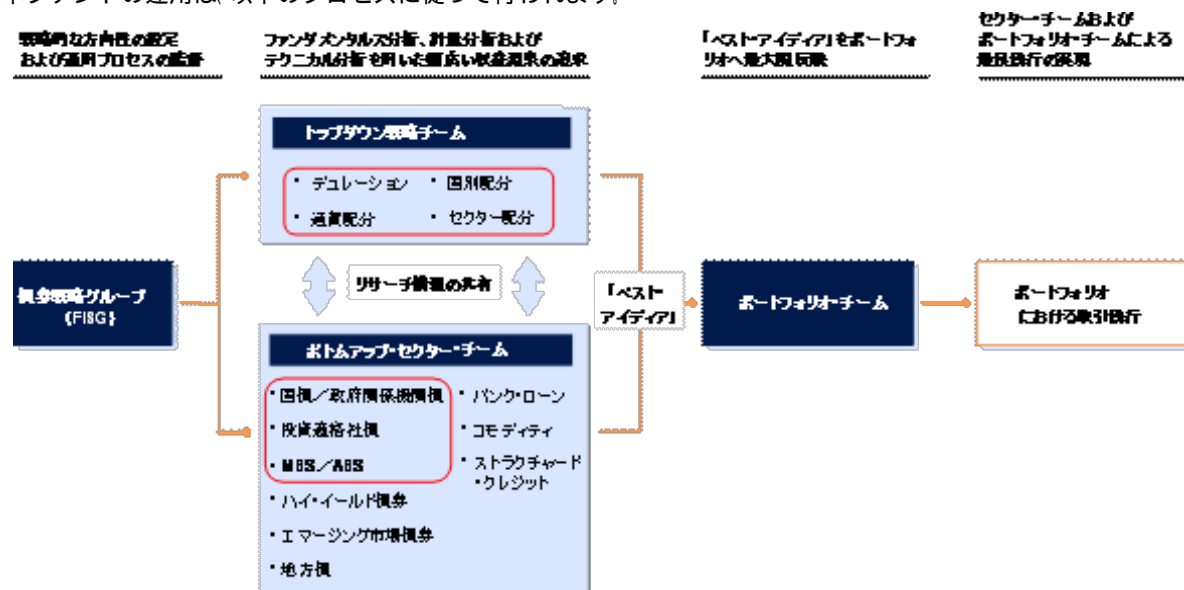


- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。
- ・ 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利が低い場合この金利差分収益が低下します。
- ・ 本ファンドは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。したがって、一定の為替リスクを伴います。
- ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

e. 運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



（注）本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の２）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第19条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A MロンドンおよびG S A Mニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- 投資信託証券（外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

いいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの

13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)にかかわらず、本ファンドの信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲内で貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をことができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備する

ために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

（注）本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）

における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

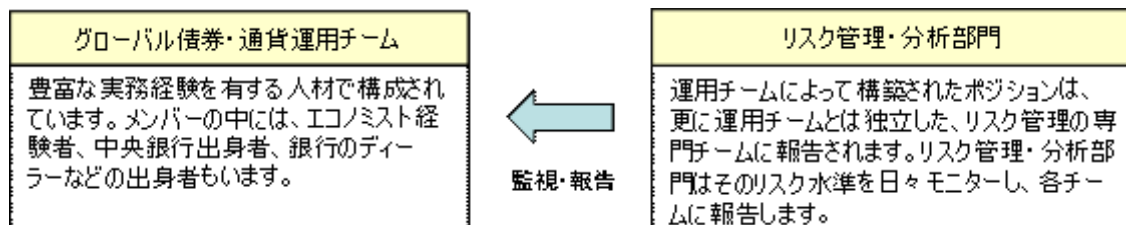
「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、G S A MニューヨークおよびG S A Mロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。本ファンドの運用においてG S A Mニューヨークは主として国債を除く米国債券の運用を、G S A Mロンドンは主として世界各国の国債、米国以外の債券（国債を除きます。）および通貨の運用を担当しておりますが、全般的な投資戦略の策定を共同で行っているほか、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図り、事実上一つのチームとして運用を行っています。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年1月25日および7月25日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注1) 基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行う場合があります。

(注2) 収益分配金は、税金を差し引いた後、各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

(注3) 収益分配金の受取をご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の2%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の2%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

7. デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第21条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第23条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第24条）

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第25条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引
- ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額^{*}との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

^{*} 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第40条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（ ）一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

（ ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

（ ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅しないことにつき、ご注意ください。

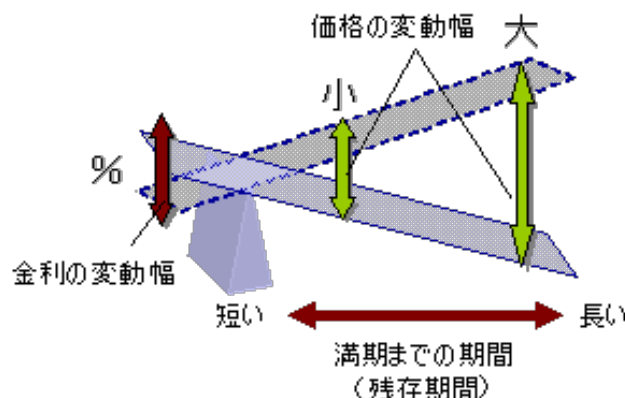
(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1．債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

< 金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ >



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

3．為替リスク

一般に外貨建て資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）

4．通貨運用リスク

本ファンドは、ヘッジ目的に限らずファンド全体の収益向上を目指す目的でも為替予約取引等による多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

5．期限前償還リスク／期限延長リスク

本ファンドは、期限前償還リスクを有する債券への投資を行います。期限前償還とは、予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいいます。一般に、金利低下局面においては、ローンの借り換えの増加等を背景に期限前償還が増加する傾向があり、その際には、より低い金利で再投資することを余儀なくされるため、不利益を被ります。一方、金利の上昇局面においては、ローンの借り換えの減少等を背景に、期限前償還が予想以上に減少する可能性があります。期限前償還の影響を受ける債券は、その減少により残存期間が長期化する傾向があるため、金利が上昇するほど、値動きの幅が大きくなる場合があります。

6．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

7．デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、債券や金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等、様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社や投資顧問会社の見通しと異なった場合に損失を被るリスクが伴います。

8. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる場合があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

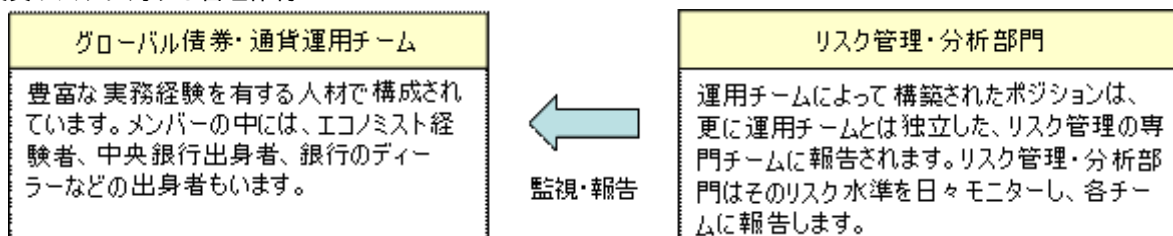
法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 1.05%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- (c) 上記にかかわらず、販売会社は、事前に委託会社に対して書面で通知し委託会社がこれを書面により承諾したときは、確定拠出年金法に基づく運用として受益権の取得申込みが行われる場合につき、(a)に規定する申込手数料率以外の料率（ただし、(a)に規定する料率の範囲内とします。）を定めることができます。
- (d) 販売会社が、投資顧問契約等により別途投資顧問料をいただく場合、お申込時の手数料を無料とすることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.1025%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.525%（税込）	年率0.525%（税込）	年率0.0525%（税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMロンドンおよびGSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用等
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正され

た場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

* 2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本と同額または上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回った部分の額が特別分配金、残りの金額が普通分配金となります。この場合、その受益者の個別元本からその特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本になります。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限り、）上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通

算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年 7 月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	7,847,092,313	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	987,809	0.01
合計(純資産総額)	-	7,846,104,504	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

< モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド >

(2009年 7 月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	585,075,048	5.29
	アメリカ	338,816,548	3.06
	カナダ	101,552,232	0.92
	ドイツ	228,946,582	2.07
	イタリア	377,361,962	3.41
	フランス	441,256,789	3.99
	イギリス	716,600,832	6.49
	オランダ	88,706,258	0.80
	ベルギー	101,729,999	0.92
	スウェーデン	15,236,382	0.14
	オーストリア	52,983,601	0.48
	フィンランド	137,253,979	1.24
	アイルランド	20,060,384	0.18
	ギリシャ	128,042,414	1.16
	小計	3,333,623,010	30.15
地方債証券	アメリカ	7,425,370	0.07
	カナダ	40,249,004	0.36
	小計	47,674,374	0.43
特殊債券	日本	60,989,400	0.55
	アメリカ	1,557,442,480	14.09
	ドイツ	277,006,439	2.50
	フランス	430,820,137	3.90
	オランダ	229,722,300	2.08
	スウェーデン	50,738,916	0.46
	オーストリア	33,906,613	0.31
	デンマーク	42,117,747	0.38
	メキシコ	40,994,818	0.37
	国際機関	485,977,325	4.39
	小計	3,209,716,175	29.03

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	日本	100,769,829	0.91
	アメリカ	1,826,162,068	16.52
	カナダ	10,499,158	0.09
	ドイツ	52,481,699	0.47
	イタリア	182,244,432	1.65
	フランス	110,235,481	1.00
	オーストラリア	88,629,844	0.80
	イギリス	720,039,589	6.51
	スイス	41,167,759	0.37
	バミューダ	36,946,381	0.33
	オランダ	307,296,494	2.78
	スペイン	124,232,003	1.12
	ベルギー	24,411,139	0.22
	スウェーデン	47,903,600	0.43
	オーストリア	60,682,854	0.55
	ルクセンブルク	216,392,204	1.96
	デンマーク	68,587,146	0.62
	アイルランド	80,288,577	0.73
	ポルトガル	20,219,747	0.18
	ケイマン	115,842,816	1.05
	カタール	23,867,500	0.22
	ジャージー	38,906,613	0.35
	アラブ首長国連邦	20,903,444	0.19
	小計	4,318,710,377	39.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	148,631,912	1.34
合計(純資産総額)	-	11,058,355,848	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（２００９年７月３１日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	モナリザ ゴールドマ ン・サック ス世界債券 マザーファ ンド	7,010,714,119	1.1143	7,812,040,931	1.1193	7,847,092,313	100.01

種類別及び業種別投資比率（２００９年７月３１日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

（２００９年７月３１日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（２００９年７月３１日現在）

該当事項はありません。

参考情報

< モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド >

投資有価証券の主要銘柄

（2009年7月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 （券面総額）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率（％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	アメリカ	特殊債券	FNCL 952423	7,884,457.73	10,211.18	805,096,773	10,201.49	804,332,302	6.5	2037/9/1	7.27
2	イギリス	国債証券	UK TREASURY 2.25%	3,120,000	15,104.05	471,246,447	15,119.31	471,722,696	2.25	2014/3/7	4.27
3	アメリカ	特殊債券	FNCL 889728	4,012,668.5	10,012.04	401,750,093	10,003.83	401,420,904	5	2020/8/1	3.63
4	フランス	国債証券	BTAN-3YR ISSUE 1.5%	2,400,000	13,451.08	322,826,157	13,450.06	322,801,585	1.5	2011/9/12	2.92
5	アメリカ	特殊債券	FNCL 995018	2,966,262.69	9,878.16	293,012,220	9,878.16	293,012,220	5.5	2038/6/1	2.65
6	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	1,210,000	13,993.50	169,321,415	14,084.99	170,428,410	4.5	2018/2/1	1.54
7	日本	国債証券	第8回利付国債（物価連動・10年）	177,000,000	91.82	162,519,630	92.17	163,144,705	1	2016/6/10	1.48
8	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	900,000	14,441.52	129,973,712	14,429.41	129,864,735	4.75	2013/2/1	1.17
9	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REPUBLIC 5.5%	870,000	14,601.16	127,030,168	14,717.51	128,042,414	5.5	2014/8/20	1.16
10	日本	国債証券	第296回利付国債（10年）	121,000,000	101.84	123,228,820	101.63	122,973,510	1.5	2018/9/20	1.11
11	オランダ	社債券	ING BANK NV 3.375%	900,000	13,599.97	122,399,783	13,645.71	122,811,475	3.375	2014/3/3	1.11
12	オランダ	特殊債券	BK NED GEMEETEN 4.375%	1,200,000	9,986.85	119,842,212	9,984.25	119,811,031	4.375	2013/7/24	1.08
13	フランス	特殊債券	CASSE AMORT DET 2.25%	1,250,000	9,565.12	119,564,002	9,537.93	119,224,129	2.25	2012/7/6	1.08
14	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLAND 2.625%	1,225,000	9,625.89	117,917,230	9,590.77	117,486,968	2.625	2012/5/11	1.06
15	イギリス	社債券	NETWRK RAIL INFR 5.25%	1,100,000	10,171.37	111,885,111	10,149.89	111,648,823	5.25	2011/5/9	1.01
16	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5.375%	750,000	14,705.89	110,294,210	14,732.13	110,490,975	5.375	2012/10/15	1.00
17	オランダ	特殊債券	BK NED GEMEETEN 2.375%	1,150,000	9,585.18	110,229,662	9,557.50	109,911,269	2.375	2012/6/4	0.99
18	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	740,000	13,680.02	101,232,201	13,747.29	101,729,999	3.5	2015/3/28	0.92
19	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	950,000	10,683.09	101,489,404	10,689.70	101,552,232	5.75	2029/6/1	0.92
20	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 2.625%	700,000	13,637.14	95,460,012	13,644.40	95,510,800	2.625	2012/4/25	0.86
21	日本	国債証券	第96回利付国債（20年）	94,000,000	100.32	94,306,440	100.52	94,490,680	2.1	2027/6/20	0.85
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	1,000,000	9,426.51	94,265,167	9,384.50	93,845,097	2.25	2014/5/31	0.85
23	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	570,000	16,440.33	93,709,901	16,445.80	93,741,091	4.5	2019/3/7	0.85
24	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	590,000	15,537.60	91,671,873	15,526.15	91,604,328	4.5	2042/12/7	0.83
25	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.25%	620,000	14,179.84	87,915,028	14,273.34	88,494,761	4.25	2014/10/15	0.80
26	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 3.5%	900,000	9,645.81	86,812,303	9,641.99	86,777,933	3.5	2014/7/1	0.78
27	ドイツ	特殊債券	KfW 4.375%	575,000	13,999.55	80,497,468	14,123.33	81,209,184	4.375	2018/7/4	0.73
28	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	580,000	13,655.13	79,199,796	13,667.24	79,270,026	3.125	2014/9/15	0.72
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.625%	500,000	15,653.72	78,268,645	15,808.45	79,042,250	5.625	2028/1/4	0.71
30	イタリア	国債証券	BTPS 6%	510,000	14,722.71	75,085,832	15,111.53	77,068,817	6	2031/5/1	0.70

種類別及び業種別投資比率（2009年7月31日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	30.15
地方債証券	0.43
特殊債券	29.03
社債券	39.05
合計	98.66

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

（2009年7月31日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

（2009年7月31日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 （円）	投資 比率 （％）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	300,000,000	日本円	415,050,000	414,360,000	414,360,000	3.75
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y	買建	14	米ドル	1,629,250	1,626,625	155,293,888	1.40
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y	買建	20	米ドル	4,334,687.6	4,324,062.4	412,818,237	3.73
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y	売建	29	米ドル	3,366,718.75	3,394,359.52	324,059,503	2.93
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y	買建	66	米ドル	7,595,672.04	7,570,406.58	722,746,716	6.54
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y	売建	5	カナダドル	596,800	595,950	52,550,871	0.48
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL	売建	50	ユーロ	5,765,000	5,774,500	776,901,230	7.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y	売建	9	ユーロ	1,082,970	1,087,380	146,296,105	1.32
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ	買建	1	ユーロ	108,025	108,005	14,530,992	0.13
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y	売建	34	オーストラリアドル	3,506,998	3,494,590.38	275,967,802	2.50
金利先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT	売建	9	英ポンド	1,042,684.75	1,043,910	164,614,167	1.49
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	3MLIBOR	売建	48	英ポンド	5,933,216	5,938,200	936,394,758	8.47
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	3MLIBOR	買建	48	英ポンド	5,813,859	5,817,000	917,282,731	8.29

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2009年７月31日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり純 資産額(円) (分配落)	１口当たり純 資産額(円) (分配付)
第２期	(2000年１月25日)	5,157	5,163	0.9225	0.9235
第３期	(2000年７月25日)	5,344	5,350	0.9250	0.9260
第４期	(2001年１月25日)	5,777	5,784	0.9469	0.9479
第５期	(2001年７月25日)	6,246	6,253	0.9495	0.9505
第６期	(2002年１月25日)	6,452	6,459	0.9487	0.9497
第７期	(2002年７月25日)	6,750	6,758	0.9443	0.9453
第８期	(2003年１月27日)	7,045	7,052	0.9822	0.9832
第９期	(2003年７月25日)	7,320	7,364	0.9931	0.9991
第10期	(2004年１月26日)	7,604	7,649	1.0016	1.0076
第11期	(2004年７月26日)	7,728	7,775	0.9859	0.9919
第12期	(2005年１月25日)	8,011	8,059	1.0040	1.0100
第13期	(2005年７月25日)	8,220	8,270	1.0016	1.0076
第14期	(2006年１月25日)	8,137	8,170	0.9866	0.9906
第15期	(2006年７月25日)	7,903	7,936	0.9548	0.9588
第16期	(2007年１月25日)	7,813	7,821	0.9524	0.9534
第17期	(2007年７月25日)	7,634	7,642	0.9389	0.9399
第18期	(2008年１月25日)	7,943	7,951	0.9680	0.9690
第19期	(2008年７月25日)	7,398	7,407	0.8917	0.8927
第20期	(2009年１月26日)	7,263	7,313	0.8684	0.8744
第21期	(2009年７月27日)	7,787	7,837	0.9228	0.9288
	2008年７月末日	7,404	-	0.8921	-
	2008年８月末日	7,478	-	0.8996	-
	2008年９月末日	7,315	-	0.8813	-
	2008年10月末日	7,095	-	0.8545	-
	2008年11月末日	7,148	-	0.8584	-
	2008年12月末日	7,351	-	0.8810	-
	2009年１月末日	7,270	-	0.8666	-
	2009年２月末日	7,202	-	0.8585	-
	2009年３月末日	7,303	-	0.8686	-
	2009年４月末日	7,409	-	0.8805	-
	2009年５月末日	7,524	-	0.8943	-
	2009年６月末日	7,669	-	0.9115	-
	2009年７月末日	7,846	-	0.9268	-

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	自 1999年7月27日 至 2000年1月25日	0.0010
第3期	自 2000年1月26日 至 2000年7月25日	0.0010
第4期	自 2000年7月26日 至 2001年1月25日	0.0010
第5期	自 2001年1月26日 至 2001年7月25日	0.0010
第6期	自 2001年7月26日 至 2002年1月25日	0.0010
第7期	自 2002年1月26日 至 2002年7月25日	0.0010
第8期	自 2002年7月26日 至 2003年1月27日	0.0010
第9期	自 2003年1月28日 至 2003年7月25日	0.0060
第10期	自 2003年7月26日 至 2004年1月26日	0.0060
第11期	自 2004年1月27日 至 2004年7月26日	0.0060
第12期	自 2004年7月27日 至 2005年1月25日	0.0060
第13期	自 2005年1月26日 至 2005年7月25日	0.0060
第14期	自 2005年7月26日 至 2006年1月25日	0.0040
第15期	自 2006年1月26日 至 2006年7月25日	0.0040
第16期	自 2006年7月26日 至 2007年1月25日	0.0010
第17期	自 2007年1月26日 至 2007年7月25日	0.0010
第18期	自 2007年7月26日 至 2008年1月25日	0.0010
第19期	自 2008年1月26日 至 2008年7月25日	0.0010
第20期	自 2008年7月26日 至 2009年1月26日	0.0060
第21期	自 2009年1月27日 至 2009年7月27日	0.0060

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第２期	自 1999年 7 月27日 至 2000年 1 月25日	2.9
第３期	自 2000年 1 月26日 至 2000年 7 月25日	0.4
第４期	自 2000年 7 月26日 至 2001年 1 月25日	2.5
第５期	自 2001年 1 月26日 至 2001年 7 月25日	0.4
第６期	自 2001年 7 月26日 至 2002年 1 月25日	0.0
第７期	自 2002年 1 月26日 至 2002年 7 月25日	0.4
第８期	自 2002年 7 月26日 至 2003年 1 月27日	4.1
第９期	自 2003年 1 月28日 至 2003年 7 月25日	1.7
第10期	自 2003年 7 月26日 至 2004年 1 月26日	1.5
第11期	自 2004年 1 月27日 至 2004年 7 月26日	1.0
第12期	自 2004年 7 月27日 至 2005年 1 月25日	2.4
第13期	自 2005年 1 月26日 至 2005年 7 月25日	0.4
第14期	自 2005年 7 月26日 至 2006年 1 月25日	1.1
第15期	自 2006年 1 月26日 至 2006年 7 月25日	2.8
第16期	自 2006年 7 月26日 至 2007年 1 月25日	0.1
第17期	自 2007年 1 月26日 至 2007年 7 月25日	1.3
第18期	自 2007年 7 月26日 至 2008年 1 月25日	3.2
第19期	自 2008年 1 月26日 至 2008年 7 月25日	7.8
第20期	自 2008年 7 月26日 至 2009年 1 月26日	1.9
第21期	自 2009年 1 月27日 至 2009年 7 月27日	7.0

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1998年12月4日であり、同日より運用を開始しました。

本ファンドのベンチマークを、2001年11月30日より「JPMオルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル・円ヘッジ）」から「リーマン・ブラザーズ・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）」に変更しました。「リーマン・ブラザーズ・グローバル・アグリゲート・インデックス」は、2008年11月3日付で「パークレイズ・キャピタル・グローバル・アグリゲート・インデックス」に名称が変更されました。

マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受け付けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額です。また、お買付には原則として申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。また、別途買付にかかる契約を結ばれている場合は、当該契約によります。

(5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*1} 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受け付けを締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とし

ます。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(3) ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「モナリザ」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日あたり3億円を超える大口解約には制限があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要

(5) その他 b . 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、毎日の基準価額が掲載されます（略称：「モナリザ」）。

委託会社は、年2回（1月および7月）の決算時および信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は1998年12月4日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は毎年1月26日から7月25日までおよび7月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年12月4日から1999年7月26日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b . に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者としての任務を辞任することができます。また、受託銀行が、その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる

受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドンおよびGSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動払いぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2008年7月26日から2009年1月26日まで）及び第21期計算期間（2009年1月27日から2009年7月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期 (2009年 1 月26日現在)	第21期 (2009年 7 月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,356,014,071	7,880,587,331
未収入金	2,099,698	1,098,720
流動資産合計	7,358,113,769	7,881,686,051
資産合計	7,358,113,769	7,881,686,051
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	50,184,877	50,630,772
未払解約金	2,099,698	1,098,720
未払受託者報酬	1,942,652	1,945,095
未払委託者報酬	38,853,052	38,901,776
その他未払費用	1,849,346	1,851,667
流動負債合計	94,929,625	94,428,030
負債合計	94,929,625	94,428,030
純資産の部		
元本等		
元本	8,364,146,185	8,438,462,051
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	1,100,962,041	651,204,030
(分配準備積立金)	1,340,712,219	1,413,127,608
元本等合計	7,263,184,144	7,787,258,021
純資産合計	7,263,184,144	7,787,258,021
負債純資産合計	7,358,113,769	7,881,686,051

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自 2008年 7 月26日 至 2009年 1 月26日	第21期 自 2009年 1 月27日 至 2009年 7 月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	100,840,743	551,882,347
営業収益合計	100,840,743	551,882,347
営業費用		
受託者報酬	1,942,652	1,945,095
委託者報酬	38,853,052	38,901,776
その他費用	1,849,346	1,851,667
営業費用合計	42,645,050	42,698,538
営業利益又は営業損失（ ）	143,485,793	509,183,809
経常利益又は経常損失（ ）	143,485,793	509,183,809
当期純利益又は当期純損失（ ）	143,485,793	509,183,809
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,349,684	2,976,382
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	898,425,058	1,100,962,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,778,058	26,888,677
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,778,058	26,888,677
剰余金減少額又は欠損金増加額	35,994,055	32,707,321
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	35,994,055	32,707,321
分配金	50,184,877	50,630,772
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,100,962,041	651,204,030

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第20期 自 2008年 7 月26日 至 2009年 1 月26日	第21期 自 2009年 1 月27日 至 2009年 7 月27日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2009年 1 月25日が休業日のため、本計算期間末日は2009年 1 月26日としております。	計算期間の取扱い 2009年 1 月25日が休業日のため、本計算期間期首は2009年 1 月27日としており、2009年 7 月25日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2009年 7 月27日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第20期 (2009年 1 月26日現在)	第21期 (2009年 7 月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	8,297,143,163円	8,364,146,185円
期中追加設定元本額	295,705,346円	278,659,832円
期中一部解約元本額	228,702,324円	204,343,966円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,364,146,185口	8,438,462,051口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,100,962,041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は651,204,030円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第20期 自 2008年 7 月26日 至 2009年 1 月26日	第21期 自 2009年 1 月27日 至 2009年 7 月27日
分配金の計算過程		

費用控除後の配当等収益額	133,790,940円	155,227,631円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	881,953,029円	934,781,886円
分配準備積立金額	1,257,106,156円	1,308,530,749円
本ファンドの分配対象収益額	2,272,850,125円	2,398,540,266円
本ファンドの期末残存口数	8,364,146,185口	8,438,462,051口
1口当たり収益分配対象額	0.271737円	0.284239円
1口当たり分配金額	0.0060円	0.0060円
収益分配金金額	50,184,877円	50,630,772円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第20期 (2009年1月26日現在)		第21期 (2009年7月27日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,356,014,071	58,921,944	7,880,587,331	573,366,984
合計	7,356,014,071	58,921,944	7,880,587,331	573,366,984

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第20期 (2009年1月26日現在)	第21期 (2009年7月27日現在)
1口当たり純資産額	0.8684円	0.9228円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	モナリザ ゴールドマン・サッ クス世界債券マザーファンド	7,071,596,672	7,880,587,331	

合計		7,071,596,672	7,880,587,331	
----	--	---------------	---------------	--

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年 1 月26日現在)	(2009年 7 月27日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		43,613,131	41,322,842
コール・ローン		777,742,019	190,576,186
国債証券		4,783,110,430	3,310,265,255
地方債証券		44,253,935	47,367,995
特殊債券		2,101,397,803	3,192,202,239
社債券		2,917,317,904	4,278,063,354
派生商品評価勘定		507,434,256	72,116,265
未収入金		211,574	136,038
未収利息		109,093,910	110,080,369
前払費用		13,863,385	17,846,528
差入委託証拠金		46,531,318	47,354,602
流動資産合計		11,344,569,665	11,307,331,673
資産合計		11,344,569,665	11,307,331,673
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		55,686,503	183,252,320
前受金		-	1,366
未払金		507,843,761	36,231,134
未払解約金		2,099,698	1,098,720

区分	注記 番号	(2009年 1 月26日現在)	(2009年 7 月27日現在)
		金額（円）	金額（円）
流動負債合計		565,629,962	220,583,540
負債合計		565,629,962	220,583,540
純資産の部			
元本等			
元本		10,402,273,700	9,948,749,771
剰余金			
期末剰余金		376,666,003	1,137,998,362
剰余金合計		376,666,003	1,137,998,362
元本等合計		10,778,939,703	11,086,748,133
純資産合計		10,778,939,703	11,086,748,133
負債・純資産合計		11,344,569,665	11,307,331,673

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年 7 月26日 至 2009年 1 月26日	自 2009年 1 月27日 至 2009年 7 月27日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信 託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国に おける計算期間末日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資 信託協会規則に従い、時価評価してありま す。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の 計算に関する規則」（平成12年総理府令第 133号）第60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する方法を採用して おります。但し、同61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加えて、外 貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損 益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通 貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前 日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨 基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国 投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺 した差額を為替差損益とする計理処理を採 用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2009年1月26日現在）	（2009年7月27日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	10,617,817,752円	10,402,273,700円
期中追加設定元本額	279,299,842円	255,692,168円
期中一部解約元本額	494,843,894円	709,216,097円
期末元本額	10,402,273,700円	9,948,749,771円
元本の内訳		
モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド	7,099,029,214円	7,071,596,672円
V Aモナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド	3,303,244,486円	2,877,153,099円
２．計算期間末日における受益権の総数	10,402,273,700口	9,948,749,771口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2009年1月26日現在）		（2009年7月27日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
国債証券	4,783,110,430	77,776,609	3,310,265,255	11,484,521
地方債証券	44,253,935	1,353,150	47,367,995	146,870
特殊債券	2,101,397,803	65,618,828	3,192,202,239	41,872,706
社債券	2,917,317,904	588,965,808	4,278,063,354	299,936,024
合計	9,846,080,072	446,923,521	10,827,898,843	353,440,121

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 2008年 7月26日 至 2009年 1月26日	自 2009年 1月27日 至 2009年 7月27日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年 1 月26日現在)				(2009年 7 月27日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	4,235,329,738	-	4,283,539,653	48,209,915	1,997,680,871	-	1,999,535,815	1,854,944
	売建	1,741,440,892	-	1,746,908,978	5,468,086	1,746,522,911	-	1,735,819,842	10,703,069
合計		5,976,770,630	-	6,030,448,631	42,741,829	3,744,203,782	-	3,735,355,657	12,558,013

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年 1 月26日現在)				(2009年 7 月27日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	178,076,016	-	173,549,978	4,526,038	788,469,005	-	765,306,120	23,162,885
	カナダドル	91,667,036	-	93,647,899	1,980,863	143,595,440	-	145,873,047	2,277,607
	ユーロ	456,731,845	-	460,510,770	3,778,925	340,616,935	-	340,819,473	202,538
	英ポンド	194,780,348	-	194,374,469	405,879	273,879,483	-	271,814,484	2,064,999
	スイスフラン	79,984,800	-	77,974,449	2,010,351	182,753,892	-	178,710,045	4,043,847
	スウェーデンクローナ	18,935,140	-	18,805,459	129,681	87,310,130	-	89,795,409	2,485,279
	ノルウェークローネ	-	-	-	-	113,858,301	-	113,199,382	658,919
	オーストラリアドル	45,422,454	-	45,129,220	293,234	227,220,483	-	226,172,115	1,048,368
	ニュージーランドドル	-	-	-	-	122,424,737	-	123,968,110	1,543,373
	売建								
	米ドル	4,141,119,265	-	4,064,268,100	76,851,165	6,014,523,490	-	6,091,267,906	76,744,416
	カナダドル	232,489,078	-	233,193,502	704,424	208,076,654	-	213,167,728	5,091,074
	ユーロ	3,839,727,593	-	3,552,793,323	286,934,270	4,299,124,749	-	4,319,225,990	20,101,241
	英ポンド	757,858,807	-	715,973,469	41,885,338	1,129,475,039	-	1,124,228,716	5,246,323
	スイスフラン	108,651,145	-	105,000,065	3,651,080	207,388,894	-	204,704,856	2,684,038
	スウェーデンクローナ	-	-	-	-	41,915,557	-	41,869,057	46,500
	ノルウェークローネ	18,935,140	-	18,831,750	103,390	49,463,550	-	49,891,560	428,010
	オーストラリアドル	66,252,555	-	64,560,285	1,692,270	327,621,144	-	332,470,892	4,849,748
	ニュージーランドドル	21,708,490	-	21,510,260	198,230	57,411,314	-	57,397,533	13,781
合計		10,252,339,712	-	9,840,122,998	409,005,924	14,615,128,797	-	14,689,882,423	123,694,068

（注）時価の算定方法

・先物取引

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2．計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

- 1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年 7月26日 至 2009年 1月26日			自 2009年 1月27日 至 2009年 7月27日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高	取引の 内容	取引の種類別の 取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委託 会社の利害関係人等）	有価証券 等売買手 数料	為替 - 円	-	有価証券 等売買手 数料	為替 - 円	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	(2009年 1月26日現在)	(2009年 7月27日現在)
1口当たり純資産額	1.0362円	1.1144円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第296回利付国債（10年）	121,000,000	123,228,820	
		第78回利付国債（20年）	60,000,000	59,527,200	
		第96回利付国債（20年）	94,000,000	94,306,440	
		第99回利付国債（20年）	55,000,000	55,000,000	
		第6回利付国債（物価連動・10年）	26,000,000	23,864,893	
		第8回利付国債（物価連動・10年）	177,000,000	162,519,630	
		第11回利付国債（物価連動・10年）	71,000,000	65,468,212	
	特殊債券	第18回高速道路機構債券	60,000,000	61,158,000	
	社債券	JLOC 36X A1	14,034,000	13,437,555	
		JLOC 37X A1	18,774,000	17,769,591	
小計				676,280,341	
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.625%	560,000.00	624,961.65	
		US TREASURY N/B 2.25%	1,000,000.00	987,379.99	
		US TREASURY N/B 3.125	500,000.00	477,714.99	
		US TREASURY N/B 4.25%	400,000.00	380,252.01	
		US TREASURY N/B 4.375%	400,000.00	388,312.01	
		US TREASURY N/B 5.5%	490,000.00	550,397.40	
		US TREASURY N/B 6.625%	100,000.00	125,942.00	
	地方債証券	BOTS 5.875%(SINK)	125,000.00	77,739.00	
		QUEBEC PROVINCE 5.125%	400,000.00	421,660.00	

	特殊債券	BK NED GEMEENTEN 2.375%	1,150,000.00	1,154,600.00	
		BK NED GEMEETEN 4.375%	1,200,000.00	1,255,286.61	
		CAISSE AMORT DET 3.5%	900,000.00	909,315.00	
		CASSE AMORT DET 2.25%	1,250,000.00	1,252,372.50	
		EUROPEAN INVT BK 3%	800,000.00	802,080.08	
		FNCI 889728	4,012,668.50	4,208,129.19	
		FNCL 903789	574,676.85	615,196.05	
		FNCL 952423	7,884,457.73	8,432,981.81	
		FNCL 995018	2,966,262.69	3,069,154.92	
		INTL FIN CORP 3%	600,000.00	598,876.69	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	KFW 4.875%	600,000.00	627,912.00	
		PETROLEOS MEXICA 8%	380,000.00	426,550.00	
		SFEF 3.375%	575,000.00	575,683.67	
		AHM 2004-3 1A	9,949.30	7,401.45	
		AHMA 2007-1 A1	820,490.87	334,438.64	
		ALTRIA GROUP INC 9.7%	250,000.00	295,122.79	
		AMER EXPR CENTUR 5.2%	300,000.00	306,205.85	
		ANGLO AMERICAN 9.375%	400,000.00	443,590.40	
		ANZ CAP TRUST II 5.36%	250,000.00	204,644.75	
		ARCELORMITTAL 9.85%	300,000.00	334,500.00	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	140,000.00	108,652.60	
		ARMT 2004-5 2A1	357,637.65	265,815.93	
		AT&T BROADBAND 9.455%	80,000.00	95,978.48	
		AT&T INC 6.3%	150,000.00	151,928.25	
		BACM 2007-1 A4	200,000.00	174,789.29	
		BANK OF AMER CRP 7.375%	150,000.00	162,395.43	
		BANK OF AMER CRP 7.625%	50,000.00	52,664.01	
		BAT INTL FINANCE 9.5%	50,000.00	60,061.50	
		BEAR STEARNS CO 5.85%	170,000.00	175,789.18	
		BEAR STEARNS CO 7.25%	50,000.00	54,224.28	
		BSAAT 2007-1 1A1	812,344.66	472,369.56	
		CAN NATURAL RES 6.75%	100,000.00	106,104.78	
		CAPITAL ONE FINL 7.375%	100,000.00	104,457.79	
		CITIGROUP INC 6.875%	150,000.00	130,195.23	
		CITM 2007-1 2A1	231,559.88	173,669.91	

	CITM 2007-1 2A2	100,000.00	28,250.00	
	CITM 2007-1 2A3	200,000.00	54,000.00	
	COMCAST CORP 5.7%	150,000.00	155,012.85	
	COX COMMUN INC 4.625%	600,000.00	605,737.80	
	CRED SUIS FB USA 4.875%	240,000.00	247,305.36	
	CWALT 2005-24 1A1	286,418.24	123,678.74	
	CWALT 2005-82 A1	1,046,602.16	518,523.13	
	CWALT 2006-0A1 2A1	945,529.38	450,196.32	
	CWALT 2007-0A11 A1A	950,321.06	332,660.93	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		DOLPHIN ENERGY 5.888% SI	100,000.00	99,755.00	
		ENDURANCE SPECIA 6.15%	190,000.00	164,479.39	
		ENDURANCE SPECIA 7%	140,000.00	98,816.20	
		ENERGY TRAN PTNR 8.5%	50,000.00	56,854.10	
		ENERGY TRAN PTNR 9%	50,000.00	59,605.75	
		ENERGY TRANSFER 5.65%	186,000.00	190,982.50	
		ENTERPRISE OP LL 6.5%	200,000.00	214,343.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	800,000.00	797,560.00	
		FOSSM 2007-1A A2	264,423.39	245,047.05	
		GEN ELEC CAP CRP 5%	760,000.00	767,242.04	
		HFCHC 2007-3 APT	364,213.37	238,710.10	
		HSBC FINANCE CRP Float	467,000.00	422,905.39	
		LBUBS 2007-C1 A4	250,000.00	191,707.65	
		LEASEPLAN CORP 3%	350,000.00	351,696.80	
		LXS 2007-7N 1A2	900,032.43	308,373.43	
		MERRILL LYNCH 6.4%	300,000.00	289,530.60	
		MERRILL LYNCH 6.875%	100,000.00	99,050.00	
		MORGAN STANLEY 6%	550,000.00	565,548.68	
		MSM 2007-15AR 2A1	868,765.45	500,055.74	
		NETWRK RAIL INFR 3.5%	700,000.00	714,735.00	
		NETWRK RAIL INFR 5.25%	1,100,000.00	1,171,940.00	
		NORD/LB COVERED 5.375%	500,000.00	459,525.00	
		PFIZER INC 7.2%	300,000.00	364,382.31	
		PHILIP MORRIS IN 6.875%	250,000.00	282,026.00	
		RAS LAFFAN 5.832% (SINK)	250,000.00	250,000.00	

	REED ELSEVR CPTL 7.75%	250,000.00	274,044.00	
	RESONA PFD GLOB (VAR)	370,000.00	269,687.50	
	ROCHE HLDGS INC 5%	300,000.00	318,653.10	
	ROYAL BK SCOTLND 2.625%	1,225,000.00	1,235,123.40	
	SAMI 2007-AR7 1A1	372,467.26	176,441.42	
	SARM 2007-10 1A1	778,923.11	443,222.75	
	SEMT 2004-10 A3A	123,135.00	86,061.76	
	SIMON PROP GP IN 5.3%	50,000.00	48,864.60	
	SIMON PROP GP LP 5.6%	210,000.00	212,526.30	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SLM CORP 8.45%	275,000.00	238,462.90	
		SWEDBANK AB 2.9%	500,000.00	497,905.00	
		TELECOM IT CAP 4.875%	200,000.00	204,398.17	
		TELECOM IT CAP 6.999%	50,000.00	52,271.23	
		TELEFONICA EMIS 7.045%	175,000.00	198,938.71	
		TELEFONICA EUROP 7.75%	340,000.00	360,830.55	
		TIME WARNER ENT 8.375%	100,000.00	111,453.77	
		TMST 2006-5 A1	606,841.20	560,828.49	
		WAMU 2006-AR7 2A	629,365.21	264,698.29	
		WELLS FARGO CAP (Var)	150,000.00	126,031.50	
		WFALT 2007-PA6 A1	787,752.92	461,681.50	
		WMALT 2006-AR3 A1A	611,325.23	300,309.66	
		WMALT 2006-AR4 DA	959,750.00	399,767.16	
		WMALT 2006-AR5 4A	1,113,958.68	437,047.20	
		WMALT 2007-0A2 2A	792,461.17	291,950.38	
		WMALT 2007-0A3 2A	853,370.79	313,671.62	
		XTO ENERGY INC 5.5%	350,000.00	351,936.09	
		YAPID 2006-1 A	400,000.00	312,720.00	
		YAPID 2006-1 B	200,000.00	160,500.00	
		ZFS FINANCE USA V Var	500,000.00	410,000.00	
小計				52,717,761.58	
				(5,000,279,684)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	950,000.00	1,150,934.50	
小計				1,150,934.50	

ユーロ	国債証券			(100,407,525)
		BELGIAN 0316 3.5%	740,000.00	752,432.00
		BTAN-3YR ISSUE 1.5%	2,400,000.00	2,399,480.88
		BTPS 4.5%	1,210,000.00	1,258,521.00
		BTPS 4.75%	900,000.00	966,060.00
		BTPS 6%	510,000.00	558,093.00
		DEUTSCHLAND REP 4%	90,000.00	86,265.00
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	510,000.00	554,370.00
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	400,000.00	462,320.00
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	500,000.00	581,750.00

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券	FINNISH GOV'T 3.125%	580,000.00	588,671.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	410,000.00	429,076.89	
		FRANCE O.A.T. 4.25%	435,000.00	454,053.00	
		FRANCE O.A.T. 5.75%	350,000.00	417,830.00	
		HELLENIC REPUBLIC 5.5%	870,000.00	944,181.42	
		IRISH GOVT 5.9%	140,000.00	147,189.70	
		NETHERLANDS GOVT 4	350,000.00	359,030.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	280,000.00	299,040.00	
		REP OF AUSTRIA 4.35	380,000.00	389,785.00	
		CAISSE AMORT DET 2.625%	700,000.00	709,528.86	
		EURO COMMUNITY 3.125%	200,000.00	199,460.00	
		EURO COMMUNITY 3.625%	375,000.00	377,411.76	
		EUROPEAN INVT BK 3.125%	551,000.00	556,565.10	
		EUROPEAN INVT BK 4.25%	620,000.00	653,449.00	
		EUROPEAN INVT BK 5.375%	750,000.00	819,787.50	
		KFW 4.375%	575,000.00	598,316.25	
		KOMMUNALKREDIT 3.125%	250,000.00	251,744.94	
		KOMMUNEKREDIT 4.375%	300,000.00	312,645.00	
		NRW. BANK 3.875%	100,000.00	103,740.00	
		SFEF 2.125%	550,000.00	550,852.50	
	社債券	SWEDBANK AB 3.375%	375,000.00	376,181.25	
		ALLIANC&LEIC BLD 5%	250,000.00	254,762.50	
		ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	370,000.00	203,814.50	
		ARCELORMITTAL 8.25%	50,000.00	54,245.50	
		ATLANTIA 5.625%	50,000.00	53,127.50	

	AUST & NZ BANK 5.25%	50,000.00	52,586.50	
	AUTOROUTES DU SU 7.375%	100,000.00	110,041.00	
	AVIVA PLC Var	150,000.00	115,500.00	
	BA COVERED 4.125%	450,000.00	445,872.60	
	BA COVERED 4.25%	250,000.00	225,829.75	
	BANCO BILBAO VIZ 4.5%	150,000.00	156,097.50	
	BANCO POPOLARE Var	200,000.00	110,000.00	
	BANCO SANTANDER 3.875%	400,000.00	402,460.00	
	BANK OF AMER CRP 7%	100,000.00	106,582.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BAT INTL FINANCE 5.875%	250,000.00	269,300.00	
		BNP PARIBAS 5%	200,000.00	214,494.00	
		CAIXA GERAL DEPO 3.625%	150,000.00	149,568.00	
		CASINO GUICHARD 4.875%	150,000.00	148,980.00	
		CASINO GUICHARD 6.375%	200,000.00	212,080.00	
		CENTRICA PLC 7.125%	400,000.00	449,660.00	
		CLOVERIE PLC Var	100,000.00	102,245.00	
		COMMERZBANK AG (Float)	450,000.00	387,675.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	50,000.00	54,697.00	
		DANSKE BANK A/S 4.5%	500,000.00	507,320.00	
		DEUTSCHE POST IV Var	50,000.00	26,767.50	
		DIAGEO FIN PLC 6.625%	150,000.00	167,671.65	
		GE CAP EUR FUND 5.25%	100,000.00	101,380.00	
		GLENCORE FINANCE 7.125%	300,000.00	282,315.00	
		HBOS EURO FIN Var	100,000.00	45,000.00	
		IMP TOBACCO FIN 8.375%	250,000.00	286,370.00	
		IMPERIAL TABACCO 7.25%	150,000.00	164,614.50	
		INBEV NV 8.625%	150,000.00	180,465.00	
		ING BANK NV 3.375%	900,000.00	909,765.00	
		ING BANK NV 4.75%	325,000.00	331,904.30	
		INTESA SANPAOLO 5%	200,000.00	208,678.00	
		INTESA SANPAOLO 6.625%	200,000.00	196,358.00	
		JLOC 36X A2	70,162.04	51,358.61	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	425,000.00	424,158.50	
		MERRILL LYNCH 6.75%	150,000.00	158,527.50	

	MORGAN STANLEY 5.5%	163,000.00	159,446.60	
	MUFG CAP FIN Var	250,000.00	196,250.00	
	OESTER KONTROLBK 3.5%	450,000.00	450,081.00	
	OLD MUTUAL PLC Var	50,000.00	32,500.00	
	OLIVETTI FINANCE 7.75%	100,000.00	104,410.00	
	PHILIP MORRIS IN 5.75%	50,000.00	53,965.00	
	RESONA BANK Var	250,000.00	241,437.50	
	ROYAL BK SCOTLAND 5.25%	100,000.00	104,967.00	
	ROYAL BK SCOTLAND 6.934%	200,000.00	184,098.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ROYAL BK SCOTLND Var	50,000.00	17,000.00	
		SL PLC (Float)	100,000.00	56,191.00	
		SL PLC Var	200,000.00	160,524.00	
		SOCIETE GENERALE Var	150,000.00	120,094.50	
		ST GEORGE BANK 6.5%	100,000.00	109,152.00	
		SUMITOMO MITSUI VAR	270,000.00	210,753.90	
		TELEFONICA EMIS 5.58%	200,000.00	215,040.00	
		TESCO PLC 5.875%	250,000.00	273,250.50	
		TITN 2007-2X A1	333,290.77	138,315.66	
		UBI BANCA SPCA 4.939%	304,000.00	311,633.44	
		UBS AG JERSEY VAR	50,000.00	43,640.50	
		UBS AG LONDON 5.375%	200,000.00	206,274.00	
		UNICREDIT SPA 4.25%	300,000.00	302,220.00	
		UNICREDIT SPA 6.7%	100,000.00	95,400.00	
		UNICREDITO ITALI (Float)	50,000.00	47,951.50	
		US BANK NA VAR	250,000.00	208,342.50	
		UT2 FUNDING PLC 5.321%	100,000.00	45,000.00	
		VERIZON WIRELESS 8.75%	300,000.00	367,638.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	150,000.00	157,132.50	
		WM COVERED BOND 4%	250,000.00	219,205.00	
		WM COVERED BOND 4.375%	50,000.00	47,725.00	
		WPP GROUP PLC 4.375%	250,000.00	237,275.00	
小計				30,597,017.06	
				(4,119,276,406)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 2.25%	3,120,000.00	2,988,435.84	

小計	特殊債券	UK TREASURY 4%	230,000.00	224,242.18	
		UK TREASURY 4.5%	1,160,000.00	1,175,608.95	
		UK TREASURY 4.75%	150,000.00	152,466.00	
		KFW 5.25%	420,000.00	446,250.00	
		KFW 5.375%	300,000.00	321,990.00	
	社債券	AMP GROUP FINANCE Var	30,000.00	29,887.50	
		MUFG CAPITAL FIN Var	150,000.00	111,030.75	
		RESOLUTION PLC Var	150,000.00	40,500.00	
				5,490,411.22	
				(855,406,067)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
スウェーデンクローナ 小計	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	1,000,000.00	1,183,910.00	
				1,183,910.00	
				(15,011,978)	
オーストラリアドル 小計	社債券	ING BANK (AUS) 5.75% NATL AUSTRAL IABK 5.75%	500,000.00	491,000.00	
			300,000.00	298,338.00	
				789,338.00	
				(61,236,842)	
合計				10,827,898,843	
				(10,151,618,502)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 7 銘柄	6.7%	49.3%
	地方債証券 2 銘柄	0.9%	
	特殊債券 13銘柄	45.4%	
	社債券 85銘柄	47.0%	
カナダドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 18銘柄	38.1%	40.6%
	特殊債券 12銘柄	18.0%	
	社債券 69銘柄	43.9%	
英ポンド	国債証券 4 銘柄	82.7%	8.4%
	特殊債券 2 銘柄	14.0%	
	社債券 3 銘柄	3.3%	

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.1%
オーストラリアドル	社債券 2 銘柄	100.0%	0.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年7月31日現在)

資産総額	7,847,449,110円
負債総額	1,344,606円
純資産総額(-)	7,846,104,504円
発行済口数	8,466,075,589口
1口当たり純資産額(/)	0.9268円

参考情報

<モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券マザーファンド>

純資産額計算書

(2009年7月31日現在)

資産総額	11,307,933,136円
負債総額	249,577,288円
純資産総額(-)	11,058,355,848円
発行済口数	9,880,109,578口
1口当たり純資産額(/)	1.1193円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第2期	自 1999年7月27日 至 2000年1月25日	170,176,212 (0)	49,567,480 (0)	5,591,162,752 (0)
第3期	自 2000年1月26日 至 2000年7月25日	259,401,382 (0)	72,314,457 (0)	5,778,249,677 (0)
第4期	自 2000年7月26日 至 2001年1月25日	413,454,226 (0)	89,828,827 (0)	6,101,875,076 (0)
第5期	自 2001年1月26日 至 2001年7月25日	592,874,779 (0)	115,998,146 (0)	6,578,751,709 (0)
第6期	自 2001年7月26日 至 2002年1月25日	473,727,084 (0)	251,396,063 (0)	6,801,082,730 (0)
第7期	自 2002年1月26日 至 2002年7月25日	545,276,097 (0)	197,007,697 (0)	7,149,351,130 (0)
第8期	自 2002年7月26日 至 2003年1月27日	377,034,442 (0)	353,209,026 (0)	7,173,176,546 (0)
第9期	自 2003年1月28日 至 2003年7月25日	578,885,744 (0)	380,403,126 (0)	7,371,659,164 (0)
第10期	自 2003年7月26日 至 2004年1月26日	507,935,625 (0)	287,936,579 (0)	7,591,658,210 (0)
第11期	自 2004年1月27日 至 2004年7月26日	474,791,710 (0)	227,429,557 (0)	7,839,020,363 (0)
第12期	自 2004年7月27日 至 2005年1月25日	460,080,816 (0)	319,424,690 (0)	7,979,676,489 (0)
第13期	自 2005年1月26日 至 2005年7月25日	568,455,427 (0)	340,564,959 (0)	8,207,566,957 (0)
第14期	自 2005年7月26日 至 2006年1月25日	476,038,997 (0)	434,858,544 (0)	8,248,747,410 (0)
第15期	自 2006年1月26日 至 2006年7月25日	431,281,898 (0)	402,954,792 (0)	8,277,074,516 (0)
第16期	自 2006年7月26日 至 2007年1月25日	399,853,743 (0)	473,027,744 (0)	8,203,900,515 (0)
第17期	自 2007年1月26日 至 2007年7月25日	353,083,112 (0)	425,688,161 (0)	8,131,295,466 (0)
第18期	自 2007年7月26日 至 2008年1月25日	393,942,200 (0)	318,929,262 (0)	8,206,308,404 (0)
第19期	自 2008年1月26日 至 2008年7月25日	375,159,466 (0)	284,324,707 (0)	8,297,143,163 (0)
第20期	自 2008年7月26日 至 2009年1月26日	295,705,346 (0)	228,702,324 (0)	8,364,146,185 (0)
第21期	自 2009年1月27日 至 2009年7月27日	278,659,832 (0)	204,343,966 (0)	8,438,462,051 (0)

（注）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

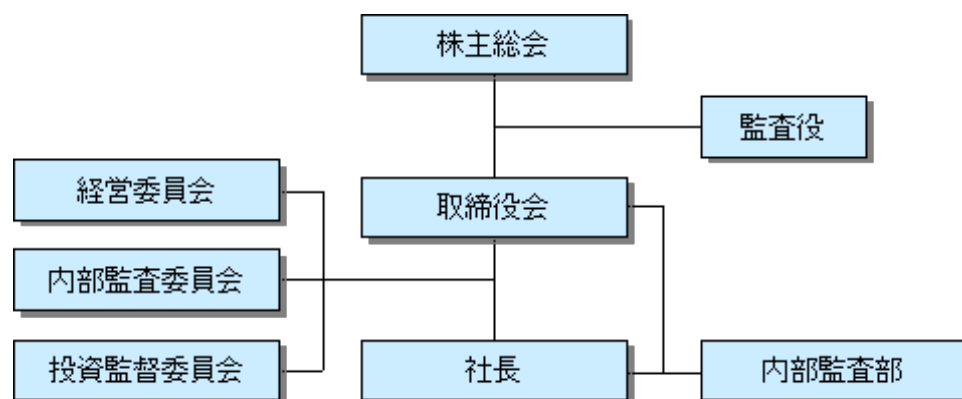
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2009年8月31日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,643,295,283,473円です。

（2009年8月31日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	356,695,181,998
追加型株式投資信託 / バランス型	33	628,131,339,936
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	162,540,623,963
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	19,041,572,532
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	17	476,886,565,044
親投資信託	30	1,166,467,931,381

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	＊ 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	＊ 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	＊ 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

有価証券報告書（内国投

期別		第13期 （平成20年3月31日現在）			第14期 （平成21年3月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	* 2	5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	* 2	1,738,458			1,221,154	
		営業収益計		27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費		385,347			201,682	
		調査費		1,697,104			1,550,486	
		調査費	124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980		1,550,484		
		委託計算費		318,677			262,581	
		営業雑経費		805,905			667,778	
		通信費	299,260			264,744		
		印刷費	475,240			368,837		
		協会費	31,404			34,196		
		営業費用計		11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費						
		給料		6,869,229			4,654,254	
		役員報酬	435,616			18,004		
		給料・手当	2,763,612			2,666,694		
		賞与	1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516		334,490		
		その他の報酬	1,225,680			1,317,859		
		交際費		55,152			34,974	
		寄付金		4,959			21,140	
		旅費交通費		287,861			175,670	
		租税公課		88,876			37,041	
		不動産賃借料		474,054			476,823	
		退職給付費用		1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額		226,617			-	
		役員賞与引当金繰入額		53,415			-	
		固定資産減価償却費		48,314			58,959	
		事務委託費		474,596			379,680	
		諸経費		795,655			570,468	
		一般管理費計		10,749,601	39.6		6,516,558	34.4
		営業利益		4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

有価証券報告書（内国投

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	* 1, 2						
		有価証券分配金			78,024			-	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			-	
		株式従業員報酬			464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金 戻入益			-			107,770	
		役員賞与引当金戻入 益			-			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2. 2		941,333	5. 0
		営業外費用	* 2						
		支払利息			18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			-			406,355	
		雑損			-			2	
		営業外費用計		137,646	0. 5		527,136	2. 8	
経常利益					5,432,980	20. 0		3,874,773	20. 5

有価証券報告書（内国投資）

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			-			0	
	特別損失計			-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 -----	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	-----
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	-----
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成20年3月31日現在）	第14期 （平成21年3月31日現在）																														
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td data-bbox="197 398 293 427">流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="221 439 317 468">未収収益</td><td data-bbox="600 439 732 468">384,791千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="221 479 293 508">立替金</td><td data-bbox="612 479 732 508">55,413千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 519 293 548">流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="221 560 317 589">未払費用</td><td data-bbox="600 560 732 589">123,493千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="197 600 293 629">固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="221 640 341 669">長期借入金</td><td data-bbox="576 640 732 669">5,000,000千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="221 680 365 710">長期未払費用</td><td data-bbox="600 680 732 710">426,847千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	384,791千円	立替金	55,413千円	流動負債		未払費用	123,493千円	固定負債		長期借入金	5,000,000千円	長期未払費用	426,847千円	* 1 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td data-bbox="831 398 927 427">流動資産</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="855 439 951 468">未収収益</td><td data-bbox="1246 439 1366 468">98,024千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="855 479 927 508">立替金</td><td data-bbox="1246 479 1366 508">77,798千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="831 519 927 548">流動負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="855 560 951 589">未払費用</td><td data-bbox="1230 560 1366 589">217,717千円</td></tr> <tr> <td data-bbox="831 600 927 629">固定負債</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="855 640 999 669">長期未払費用</td><td data-bbox="1246 640 1366 669">86,468千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	流動負債		未払費用	217,717千円	固定負債		長期未払費用	86,468千円
流動資産																															
未収収益	384,791千円																														
立替金	55,413千円																														
流動負債																															
未払費用	123,493千円																														
固定負債																															
長期借入金	5,000,000千円																														
長期未払費用	426,847千円																														
流動資産																															
未収収益	98,024千円																														
立替金	77,798千円																														
流動負債																															
未払費用	217,717千円																														
固定負債																															
長期未払費用	86,468千円																														

（損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,235,724千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,666,202千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円
営業収益																																									
運用受託報酬	1,235,724千円																																								
その他営業収益	1,738,458千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,666,202千円																																								
株式従業員報酬	114,904千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	270,489千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	18,533千円																																								
営業収益																																									
運用受託報酬	1,147,752千円																																								
その他営業収益	1,221,154千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,550,484千円																																								
株式従業員報酬	10,698千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	221,263千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	35,664千円																																								

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)					第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)				
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1 . その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
					1,942,487	10,044		416,399	
					3 . 時価評価されていない主な有価証券の内容				
					貸借対照表計上額 (千円)				
					その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000			
					4 . その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額				
						1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
					コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）																																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> </table> <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table>	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>240,294 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>291,274</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>209,183</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>827,893</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>315,022</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>76,931</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47,648</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,267,494</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,254,574</td></tr> <tr> <td></td><td>1,463,757 千円</td></tr> </table>	未払費用	240,294 千円	その他	50,980	小計	291,274	未収事業税	82,091	小計	82,091	繰延税金資産の純額	209,183	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494	その他有価証券評価差額金	12,920	小計	12,920	繰延税金資産の純額	1,254,574		1,463,757 千円
未払費用	505,417 千円																																																
未払事業税	121,258																																																
その他	77,892																																																
小計	704,568																																																
長期未払費用	1,459,399																																																
役員退職慰労引当金	289,736																																																
その他	86,117																																																
小計	1,835,253																																																
	2,539,821 千円																																																
未払費用	240,294 千円																																																
その他	50,980																																																
小計	291,274																																																
未収事業税	82,091																																																
小計	82,091																																																
繰延税金資産の純額	209,183																																																
長期未払費用	827,893																																																
役員退職慰労引当金	315,022																																																
投資有価証券評価減	76,931																																																
その他	47,648																																																
小計	1,267,494																																																
その他有価証券評価差額金	12,920																																																
小計	12,920																																																
繰延税金資産の純額	1,254,574																																																
	1,463,757 千円																																																
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.12</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.06</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																						
法定実効税率	40.69 %																																																
（調整）																																																	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																																																
その他	0.06																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																																
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																																
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																																

（関連当事者との取引）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1） 株式従業員報酬（注1） 資金の借入（注2） 利息の支払（注2）	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費用 長期借入金 長期未払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3） その他営業収益（注3） 委託調査費の支払（注3）	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収益	384,791
取引条件及び取引条件の決定方針等 （注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。 （注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。 なお担保は差し入れておりません。 （注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。											

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニュー ヨーク 市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	10,698	未払費用	217,717
								株式従業員報酬（注1）	221,263	長期未払費用	86,468
								資金の借入の償還（注2）	5,000,000	立替金	77,798
								利息の支払（注2）	35,664		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,147,752	未収収益	98,024
								その他営業収益（注3）	1,221,154		
								委託調査費の支払（注3）	1,550,484		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注１） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注２） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注２）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（G S A M ロンドン）	1,695千米ドル ^(注) (162百万円 1米ドル=95.54円)	G S A M ロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。G S A M ロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（G S A M ニューヨーク）	255.1百万米ドル (24,372百万円 1米ドル=95.54円)	G S A M ニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) 2007年11月末日現在

(2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	4,750百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
損保ジャパンＤＣ証券株式会社 ^(注1)	11,500百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 ^(注1)	1,196,200百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社七十七銀行 ^(注2)	24,658百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	
三井生命保険株式会社 ^(注2)	167,280百万円	生命保険業を中心としたサービスを提供しています。
日本生命保険相互会社 ^(注1)	950,000百万円 ^(注3)	

(注1) 確定拠出年金のみのお取扱いとなります。

(注2) 新規のお申込みのお取扱いはいりません。

(注3) 「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドンおよびG S A M ニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドン、G S A M ニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A M ニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年4月24日 有価証券報告書

2009年4月24日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年 3 月 4 日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドの平成20年7月26日から平成21年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドの平成21年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 9 月 2 日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドの平成21年1月27日から平成21年7月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンドの平成21年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。